

岩手県告示第8号

災害救助法の規定による救助を行う区域（令和7年岩手県告示第690号の2）で告示した宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畠村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域内における災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項の規定による救助を令和7年12月16日をもって終了した。

令和8年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也